

## 政令第五十六号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに同法附則第二条第一項、第二項及び第四項各号並びに第三条並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第二項、第三項及び第五項、第八条第一項並びに別表の規定に基づき、この政令を制定する。

### 目次

第一章 関係政令の整備等（第一条—第五条）

第二章 経過措置（第六条—第十二条）

### 附則

第一章 関係政令の整備等

（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正）

第一条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「本人特定事項」、「本人確認」、「特定受任行為の代理等」、「代表者等」、「本人確認記録」又は「疑わしい取引の届出」を「代表者等」、「取引時確認」、「疑わしい取引の届出」又は「特定受任行為の代理等」に、「第二条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第六条第一項又は第九条第二項」を「第二条各項、第四条第六項、第八条第二項又は別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項」に、「本人特定事項、本人確認、特定受任行為の代理等、代表者等、本人確認記録又は疑わしい取引の届出」を「代表者等、取引時確認、疑わしい取引の届出又は特定受任行為の代理等」に改める。

第二条（見出しを含む。）中「第二条第二項第二十八号」を「第二条第二項第二十九号」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「第二条第一項第三十四号」を「第二条第二項第三十七号」に改める。

第四条中「第二条第二項第三十七号」を「第二条第二項第四十号」に改める。

第五条中「第四条第一項」を「第二条第三項」に改める。

第六条を削る。

第七条中「第四条第一項の表第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者の項」を「別表第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる者の項」に改め、同条第一号中「第十九号」を「第二十号」に、「同項第二十号」を「同項第二十一号」に、「同項第二十一号、第二十四号、第二十七号、第三十二号及び第三十四号」に改めび第三十一号の二」を「同項第二十二号、第二十四号、第二十七号、第三十三号、第二十六号、第三十号及び第三十一号の二」を「同項第二十二号、第二十四号、第二十七号、第三十二号及び第三十四号」に改め、同条第七号中「第二条第二項第二十号」を「第二条第二項第二十一号」に改め、同条第八号中「第二条第二項第二十二号」を「第二条第二項第二十三号」に改め、同条第九号中「第二条第二項第二十四号」を「第二条第二項第二十五号」に改め、同条第十号中「第二条第二項第二十五号」を「第二条第二項第二十七号」に改め、同条第十一号中「第二条第二項第二十八号」を「第二条第二項第二十九号」に改め、同条第十二号中「第二条第二項第二十八号」を「第二条第二項第二十九号」に改め、同条第十三号中「第二条第二項第二十九号」を「第二条第二項第二十九号」に改め、同条第十四号中「第二条第二項第二十九号」を「第二条第二項第三十号」に改め、同条第十五号中「第二条第二項第三十一号」を「第二条第二項第三十一号」に改め、同条第十六号中「第二条第二項第三十二号」を「第二条第二項第三十五号」に改め、「同項第二十号」に改め、同条第十七号中「第二条第二項第三十三号」を「第二条第二項第三十六号」に改め、同条を第六条とす

る。

第八条第一項中「第一号イからウまで、第二号イ、第三号イ、第四号イ、第五号イ及び第六号イに掲げる取引にあつては、」及び「及び本人確認済みの顧客等との取引」を削り、同項第一号中「第四条第一項の表第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者の項」を「別表第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる者の項」に改め、同号タ中「利札の受払いをする取引」の下に「（本邦通貨と外国通貨の両替並びに旅行小切手の販売及び買取りを除く。）」を加え、同号レ中「第二十八号の二」を「第三十号」に改め、同号半を削り、同項第二号から第六号までを次のように改める。

- 二 法別表第二条第二項第三十七号に掲げる者の項 同項に規定する賃貸借契約の締結
- 三 法別表第二条第二項第三十八号に掲げる者の項 同項に規定する契約の締結
- 四 法別表第二条第二項第三十九号に掲げる者の項 同項に規定する売買契約の締結又はその代理若しくは媒介

- 五 法別表第二条第二項第四十号に掲げる者の項 その代金の額が二百万円を超える貴金属等（法第二条第二項第四十号に規定する貴金属等をいう。以下同じ。）の売買契約の締結

## 六 法別表第二条第二項第四十一号に掲げる者の項 同項に規定する契約の締結

第八条を第七条とする。

第九条第一項から第三項までの規定中「第四条第一項の表第二条第二項第四十号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項」に改め、同条第四項中「第四条第一項の表第二条第二項第四十号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項」に改め、第四号亦を削り、同号へ中「（整備法）を「（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）」に、「整備法」を「同法」に改め、同号へを同号亦とし、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。」

### （司法書士等の特定取引）

第九条 法別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項から第二条第二項第四十六号に掲げる者の項までに規定する政令で定める取引は、特定受任行為の代理等（同表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等にあつては、当該財産の価額が

二百万円以下のものを除く。）を行うことを内容とする契約の締結（犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるものを除く。）とする。

第十条及び第十一條を次のように改める。

（法第四条第一項第一号に規定する政令で定める外国人）

第十条 法第四条第一項第一号に規定する本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものは、本邦に在留する外国人であつて、その所持する旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券をいう。）又は乗員手帳（出入国管理及び難民認定法第二条第六号に掲げる乗員手帳をいう。）の記載によつて当該外国人のその属する国における住居を確認することができないものとする。

（法第四条第二項に規定する政令で定める額）

第十一条 法第四条第二項に規定する政令で定める額は、二百万円とする。

第三十三条第一項中「第二十条第五項」を「第二十二条第五項」に、「第二十一条第四項」を「第二十

三条第四項」に、「第二十五条第三項」を「第二十九条第三項」に、「第二十六条第三項」を「第三十条

第三項」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十二条第一項中「第十条第一項」を「第九条第一項」に、「第十条に」を「第九条に」に、「第十三条及び第十四条第一項」を「第十四条及び第十五条第一項」に改め、同条第三項中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第六項中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条第八項中「第二十八条第六項」を「第三十三条第六項」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十一条第一項中「第二条第二項第四十三号」を「第二条第二項第四十六号」に、「第十三条、第十四条第一項及び第十五条」を「第十四条、第十五条第一項及び第十六条」に改め、同条第三項及び第四項中「第二条第二項第四十三号」を「第二条第二項第四十六号」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十条第一項中「第二条第二項第四十号」を「第二条第二項第四十三号」に、「第十三条、第十四条第一項及び第十五条」を「第十四条、第十五条第一項及び第十六条」に改め、同条第二項及び第三項中「第二条第二項第四十号」を「第二条第二項第四十三号」に改め、同条を第三十五条とする。

第二十九条第一項中「第二条第二項第三十六号」を「第二条第二項第三十九号」に、「第十三条、第十

四条第一項、第十五条及び第十六条」を「第十四条、第十五条第一項、第十六条及び第十七条」に改め、

同条を第三十四条とする。

第二十八条第一項中「第二条第二項第三十三号」を「第二条第二項第三十六号」に、「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第四項中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十七条の二第一項中「第二条第二項第三十一号の二」を「第二条第二項第三十四号」に、「第十三条及び第十四条第一項」を「第十四条及び第十五条第一項」に改め、同条第二項中「第十九条第二項」を「第二十一条第二項」に、「第十三条及び第十四条第一項」を「第十四条及び第十五条第一項」に、「第二十一条第二項」に、「第十三条及び第十四条第一項」を「第二条第二項第三十四号」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十七条第一項中「第二条第二項第二十九号」を「第二条第二項第三十一号」に、「第十三条、第十  
四条第一項、第十五条及び第十六条」を「第十四条、第十五条第一項、第十六条及び第十七条」に改め、  
同条第二項中「第十三条及び第十四条第一項」を「第十四条及び第十五条第一項」に改め、同条を第三十  
一条とする。

第二十六条第一項中「第二条第二項第二十七号」を「第二条第二項第二十八号」に改め、同条第二項中

「第十九条第二項」を「第二十一条第一項」に改め、同条第四項中「第十三条」を「第十四条」に、「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条を第三十条とする。

第二十五条第一項中「第二条第二項第二十五号」を「第二条第二項第二十六号」に改め、同条第二項中「第十九条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同条第三項及び第四項中「第十三条」を「第十四条」に、「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十四条第一項中「第十三条、第十五条及び第十六条」を「第十四条、第十六条及び第十七条」に、「第十七号まで、第二十六号及び第二十八号」を「第十八号まで、第二十七号及び第二十九号」に、「同项第二十号から第二十二号まで」を「同項第二十一号から第二十三号まで」に改め、同条第二項中「第九条第二項」を「第二十一条第二項」に、「第十三条」を「第十四条」に改め、同条第三項中「第二十条第六項」を「第二十一条第六項」に、「第十八条第一項」を「第二十条第一項」に、「第二条第二項第二十一号」を「第二条第二項第二十二号」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十三条第一項中「第二条第二項第十六号及び第十七号」を「第二条第二項第十七号及び第十八号」に、「同項第十八号」を「同項第十九号」に改め、同条第二項中「第十九条第二項」を「第二十一条第二

項」に、「第二条第二項第十六号から第十八号まで」を「第一条第二項第十七号から第十九号まで」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十二条の三第一項中「第一条第二項第十五号の一」を「第二条第二項第十六号」に、「第十三条及び第十四条第一項」を「第十四条及び第十五条第一項」に、「第二十条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同条第二項中「第二条第二項第十五号の二」を「第二条第二項第十六号」に改め、同条第三項中「第十九条第二項」を「第二十一条第二項」に、「第二条第二項第十五号の二」を「第二条第二項第十六号」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十二条の二第一項中「第十三条及び第十四条第一項」を「第十四条及び第十五条第一項」に改め、同条第四項中「第十九条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十二条中「第十三条及び第十四条第一項」を「第十四条及び第十五条第一項」に、「第二十条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十二条第一項及び第三項から第六項までの規定中「第十三条」を「第十四条」に、「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十条第一項、第五項及び第六項中「第十三条」を「第十四条」に、「第十四条第一項」を「第十五條第一項」に改め、同条を第二十二条とする。

第十九条第一項中「第二十条第五項」を「第二十一条第五項」に、「第十三条、第十四条第一項、第十五条及び第十六条」を「第十四条、第十五条第一項、第十六条及び第十七条」に、「第二十条第三項」を「第二十一条第三項」に、「第二十三号、第二十四号及び第二十八号の二」を「二十四号、二十五号及び第三十号」に改め、同条第二項中「第十三条及び第十四条第一項」を「第十四条及び第十五条第一項」に改め、同条を第二十一条とする。

第十八条第一項中「第二十条第五項」を「第二十一条第五項」に、「第二条第二項第二十一号、第三十号及び第三十一号」を「第二条第二項第二十一号、第三十二号及び第三十三号」に、「第十三条及び第十四条第一項」を「第十四条及び第十五条第一項」に改め、同条を第二十条とする。

第十七条中「第九条第三項」を「第八条第三項」に改め、同条を第十九条とする。

第十六条中「第十七条第五項」を「第十八条第五項」に改め、同条を第十八条とする。

第十五条中「第十条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十七条とする。

第十四条第二項中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同項第二号中「この条」を「この項」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 特定事業者において知り得た対象取引に係る法第四条第一項各号に掲げる事項

第十四条を第十六条とする。

第十三条第一項第三号イ中「第三十三号」を「第三十六号」に改め、同号ロ中「第二条第二項第三十七号」を「第二条第二項第四十号」に改め、同条第二項第一号中「第四条第一項の表第二条第二項第四十号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項」に改め、同条を第十五条とする。

第十二条の見出しを「（法第四条第五項に規定する政令で定めるもの）」に改め、同条中「第四条第三項」を「第四条第五項」に改め、第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、同条第五号中「第八号」を「第五号」に改め、同号を同条第一号とし、第七号から第九号までを三号ずつ繰り上げ、同条を第十四条とし、第十一条の次に次の二条を加える。

（厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引等）

第十二条 法第四条第二項第一号に規定する政令で定める取引は、その締結が同条第一項に規定する特定

取引に該当することとなる契約に基づく取引であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 その取引の相手方が当該契約の締結に際して行われた取引時確認（当該契約の締結が他の取引の際に既に取引時確認を行つている顧客等との間で行う取引であるため法第四条第三項の規定により同条第一項の規定を適用しないこととされる取引に該当する場合にあつては、当該取引時確認。次号において「契約時確認」という。）に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引

二 契約時確認が行われた際に当該契約時確認に係る事項を偽つていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽つっていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行う取引

- 2 法第四条第二項第二号に規定する政令で定める国又は地域は、次に掲げるとおりとする。

#### 一 イラン

#### 二 北朝鮮

（既に確認を行つてている顧客等との取引に準ずる取引等）

第十三条 法第四条第三項に規定する顧客等との取引に準ずるものとして政令で定める取引は、次の各号

のいずれかに該当する取引とする。

- 一 当該特定事業者が他の特定事業者に委託して行う第七条第一項第一号に定める取引であつて、当該他の特定事業者が他の取引の際に既に取引時確認（当該他の特定事業者が当該取引時確認について法第六条の規定による確認記録（同条第一項に規定する確認記録をいう。次号において同じ。）の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行つている顧客等との間で行うもの

- 二 当該特定事業者が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の特定事業者の事業を承継した場合における当該他の特定事業者が他の取引の際に既に取引時確認を行つている顧客等との間で行う取引（当該他の特定事業者が当該特定事業者に対し当該取引時確認について法第六条第一項の規定により作成した確認記録を引き継ぎ、当該特定事業者が当該確認記録の保存をしている場合におけるものに限る。）

- 2 法第四条第三項に規定する政令で定めるものは、当該特定事業者（前項第一号に掲げる取引にあつては、同号に規定する他の特定事業者）が、主務省令で定めるところにより、その顧客等が既に取引時確認を行つている顧客等であることを確かめる措置をとつた取引（当該取引の相手方が当該取引時確認に

係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがあるもの及び当該取引時確認が行われた際に当該取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行うものを除く。）とする。

附則第三条の前の見出し、同条及び附則第四条を削る。

附則第五条に見出しとして「（経過措置）」を付し、同条の表第七条第一号の項中「第七条第一号」を「第六条第一号」に、「同項第二十号」を「同項第二十一号」に、「法附則第八条」を「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第五十六号）第十二条の規定により読み替えて適用する法附則第八条（以下「読み替え後の法附則第八条」という。）」に改め、同表第七条第七号の項中「第七条第七号」を「第六条第七号」に、「第二条第二項第二十号」を「第二条第二項第二十一号」に、「法附則第八条」を「読み替え後の法附則第八条」に改め、同表第十九条第一項の項中「第十九条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同表第二十四条第一項の項中「第二十四条第一項」を「第二十八条第一項」に、「同項第二十号」を「同項第二十一号」に、「第二十二号」を「第二十三号」に、「同項第二十一号」を「同項第二十二号」に改め、

同条を附則第三条とする。

附則中第六条から第八条までを削り、第九条を第四条とし、第十条を第五条とし、第十一条から第十五条までを削る。

(保険業法施行令の一部改正)

第二条 保険業法施行令（平成七年政令第四百一十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「第二条第二項第十七号」を「第二条第二項第十八号」に改める。

第三十七条の四の五中「第二条第二項第十六号」を「第二条第二項第十七号」に改める。

(金融庁組織令の一部改正)

第三条 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

(総務省組織令の一部改正)

第四条 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第八十七条第六号中「第十四条第一項の」を「第十五条第一項の」に改める。

（財務省組織令の一部改正）

第五条 財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第八条第十六号及び第五十八条第十一号中「第二条第二項第三十三号」を「第二条第二項第三十六号」に改める。

第二章 経過措置

（本人確認を行つてある顧客等との取引に準ずる取引等）

第六条 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第一項に規定する施行日以後の取引に準ずるものとして政令で定める取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

一 当該特定事業者（改正法附則第二条第一項に規定する特定事業者をいう。以下この条、次条及び第九条において同じ。）が他の特定事業者に委託して行う同項に規定する施行日（以下単に「施行日」という。）以後の金融取引（第一条の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（附則第二項において「新令」という。）第七条第一項第一号に定める取引をいう。以下同じ。）であつ

て、当該他の特定事業者が施行日前の取引の際に改正法による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「旧法」という。）第四条第一項の規定による本人確認（以下単に「本人確認」といふ、当該他の特定事業者が当該本人確認について旧法第六条の規定による本人確認記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行つてはいる改正法附則第二条第一項に規定する顧客等（次号及び次項において単に「顧客等」という。）との間で行うもの

一 当該特定事業者が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の特定事業者の事業を承継した場合における当該他の特定事業者が施行日前の取引の際に本人確認を行つてはいる顧客等との間で行う施行日以後の取引（当該他の特定事業者が当該特定事業者に対し当該本人確認について旧法第六条第一項の規定により作成した本人確認記録を引き継ぎ、当該特定事業者が当該本人確認記録の保存をしてはいる場合におけるものに限る。）

2 改正法附則第二条第一項に規定する政令で定めるものは、当該特定事業者（前項第一号に掲げる取引にあつては、同号に規定する他の特定事業者）が、主務省令で定めるところにより、その顧客等が施行日前の取引の際に本人確認を行つてはいる顧客等であることを確かめる措置をとつた取引（当該取引の相手方が

当該本人確認に係る顧客等又は代表者等（改正法による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「新法」という。）第四条第六項に規定する代表者等をいう。以下同じ。）になりすましている疑いがあるもの及び当該本人確認が行われた際に本人特定事項（旧法第四条第一項に規定する本人特定事項をいう。以下同じ。）を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行うものを除く。）とする。

3 施行日以後の取引が第一項各号に掲げる取引である場合における改正法附則第二条第三項の規定の適用については、同項中「改正法附則第二条第一項及び第二項」とあるのは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第五十六号）第六条第一項各号」とする。

第七条 改正法附則第二条第二項に規定する施行日以後の取引に準ずるものとして政令で定める取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

一 当該特定事業者が他の特定事業者に委託して行う施行日以後の金融取引であつて、当該他の特定事業者が施行日前の取引の際に本人確認（当該他の特定事業者が当該本人確認について旧法第六条の規定に

よる本人確認記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行つてある改正法附則第二条第二項に規定する顧客等（次号及び次項において単に「顧客等」という。）との間で行うもの

一 当該特定事業者が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の特定事業者の事業を承継した場合における当該他の特定事業者が施行日前の取引の際に本人確認を行つてある顧客等との間で行う施行日以後の取引（当該他の特定事業者が当該特定事業者に対し当該本人確認について旧法第六条第一項の規定により作成した本人確認記録を引き継ぎ、当該特定事業者が当該本人確認記録の保存をしている場合におけるものに限る。）

2 改正法附則第二条第二項に規定する政令で定めるものは、当該特定事業者（前項第一号に掲げる取引にあつては、同号に規定する他の特定事業者）が、主務省令で定めるところにより、その顧客等が施行日前の取引の際に本人確認を行つてあることを確かめる措置をとつた取引（当該取引の相手方が当該本人確認に係る顧客等又は代表者等になりすましてあるもの及び当該本人確認が行われた際に本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行うものを除く。）とする。

3 施行日以後の取引が第一項各号に掲げる取引である場合における改正法附則第二条第三項の規定の適用については、同項中「改正法附則第二条第一項及び第二項」とあるのは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第五十六号）第七条第一項各号」とする。

（施行日前の取引に関連する取引）

第八条 改正法附則第二条第四項第一号に規定する政令で定める取引は、特定取引（新法第四条第一項に規定する特定取引をいう。次項において同じ。）であつて、同号に規定する施行日前の取引（第六条第一項各号に掲げる取引にあつては、同項各号に規定する施行日前の取引）が契約の締結である場合における当該契約に基づくものとする。

2 改正法附則第二条第四項第二号に規定する政令で定める取引は、特定取引であつて、同号に規定する施行日前の取引（前条第一項各号に掲げる取引にあつては、同項各号に規定する施行日前の取引）が契約の締結である場合における当該契約に基づくものとする。

（本人確認及び目的等相当確認を行つてある顧客等との取引に準ずる取引等）

第九条 改正法附則第二条第四項第三号に規定する施行日以後の取引に準ずるものとして政令で定める取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

一 当該特定事業者が他の特定事業者に委託して行う施行日以後の金融取引であつて、当該他の特定事業者が施行日前の取引の際に本人確認（当該他の特定事業者が当該本人確認について旧法第六条の規定による本人確認記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）及び新法第四条第一項（同項第一号に係る部分を除き、同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による確認に相当する確認（以下この条において「目的等相当確認」とい、当該他の特定事業者が当該目的等相当確認について新法第六条第一項に規定する確認記録に相当する記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行つている改正法附則第二条第四項第三号に規定する顧客等（以下この条において単に「顧客等」という。）との間で行うもの

二 当該特定事業者が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の特定事業者の事業を承継した場合における当該他の特定事業者が施行日前の取引の際に本人確認及び目的等相当確認を行つている顧客等との間で行う施行日以後の取引（当該他の特定事業者が当該特定事業者に対し当該本人確認につい

て作成した旧法第六条第一項に規定する本人確認記録及び当該目的等相当確認について作成した新法第六条第一項に規定する確認記録に相当する記録を引き継ぎ、当該特定事業者がこれらの記録の保存をしている場合におけるものに限る。）

三 当該特定事業者が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の特定事業者の事業を承継した場合における当該他の特定事業者が施行日前の取引の際に本人確認を行つており、かつ、当該特定事業者が施行日前の取引の際に目的等相当確認を行つている顧客等との間で行う施行日以後の取引（当該他の特定事業者が当該特定事業者に対し当該本人確認について作成した旧法第六条第一項に規定する本人確認記録を引き継ぎ、当該特定事業者が当該本人確認記録及び当該目的等相当確認について作成した新法第六条第一項に規定する確認記録に相当する記録の保存をしている場合におけるものに限る。）

2 改正法附則第二条第四項第三号に規定する政令で定めるものは、当該特定事業者（前項第一号に掲げる取引にあつては、同号に規定する他の特定事業者）が、主務省令で定めるところにより、その顧客等が施行日前の取引の際に本人確認及び目的等相当確認を行つている顧客等であることを確かめる措置をとった取引（当該取引の相手方が当該本人確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがあるもの並

びに当該本人確認及び当該目的等相当確認が行われた際にこれらの確認に係る事項を偽つていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽つていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行うものを除く。）とする。

（新規特定事業者との間で新法相当確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引等）

第十条 改正法附則第二条第四項第四号に規定する施行日以後の取引に準ずるものとして政令で定める取引は、当該新規特定事業者（同条第一項に規定する新規特定事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の新規特定事業者の事業を承継した場合における当該他の新規特定事業者が施行日前の取引の際に新法第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定による確認に相当する確認（以下この条において「新法相当確認」という。）を行っている同号に規定する顧客等（次項において単に「顧客等」という。）との間で行う施行日以後の取引（当該他の新規特定事業者が当該新規特定事業者に対し当該新法相当確認について作成した新法第六条第一項に規定する確認記録に相当する記録を引き継ぎ、当該新規特定事業者が当該記録の保存をしている場合におけるものに限る。）とする。

改正法附則第二条第四項第四号に規定する政令で定めるものは、当該新規特定事業者が、主務省令で定めるところにより、その顧客等が施行日前の取引の際に新法相当確認を行つてあることを確かめる措置をとつた取引（当該取引の相手方が当該新法相当確認に係る顧客等又は代表者等になりますしている疑いがあるもの及び当該新法相当確認が行われた際に当該新法相当確認に係る事項を偽つていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽つていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行うものを除く。）とする。

（旧法の規定に準じ確認並びに記録の作成及び保存をしている場合における経過措置）

第十一條 新法第二条第二項に規定する特定事業者（新規特定事業者及び同項第四十二号に掲げる特定事業者を除く。）が、旧法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に、旧法第四条第一項の規定に準じ同項に規定する顧客等を特定するに足りる事項の確認を行い、かつ、旧法第六条の規定に準じ当該確認に関する記録を作成してその保存をしている場合（旧法附則第二条の規定による廃止前の金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第二条に規定する金融機関等が同法の規定によつてした場合を除く。）には、当該確認を本人確認と、当該記録

を旧法第六条第一項に規定する本人確認記録とみなして、改正法附則第二条（第四項第四号を除く。）の規定を適用する。

（平成二十五年九月二十九日までの間における経過措置）

第十二条 平成二十五年九月二十九日までの間における新法附則第八条の規定の適用については、同条中「第二条第二項第二十号」とあるのは「第二条第二項第二十一号」と、「第二十条第六項第一号」とあるのは「第二十一条第六項第一号」と、「及び第二十二号」とあるのは「及び第二十三号」と、「同項第二十二号」とあるのは「同項第二十三号」とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この政令は、改正法の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。ただし、第一条中犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第八条第一項第一号タ及び第九条第四項第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2 改正法附則第二条第一項又は第二項の規定が適用される場合における新令の規定の適用については、新令第一条中「第四条第六項」とあるのは、「第四条第六項（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十一号）附則第二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（地方自治法施行令の一部改正）

3 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の項中「第二十条第五項」を「第二十二条第五項」に、「第二十一条第四項」を「第二十三条第四項」に、「第二十五条第三項」を「第二十九条第三項」に、「第二十六条第三項」を「第三十条第三項」に改める。